

○八千代市文化センターの設置及び管理に関する条例

昭和56年3月30日
条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、八千代市文化センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額(以下この条において「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

(令元条例6・追加)

(設置)

第2条 本市は、市民の文化の発展並びにコミュニティ活動及び社会教育活動の振興を図るため、八千代市文化センター(以下「文化センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第3条 文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
八千代市八千代台文化センター	八千代市八千代台西1丁目8番地
八千代市勝田台文化センター	八千代市勝田台2丁目5番地1

(昭62条例9・一部改正)

(分館の設置)

第4条 八千代市勝田台文化センターに分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
勝田台ステーションギャラリー	八千代市勝田台1丁目8番地1

(平9条例17・追加)

(業務)

第5条 文化センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 文化活動のための施設の提供
- (2) 集会、学習等のための会場の提供
- (3) 社会教育活動の育成に寄与する事業
- (4) 市民の文化芸術の振興を図るための事業の企画及び実施
- (5) その他文化センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(平9条例17・旧第4条繰下、平17条例47・一部改正)

(指定管理者による管理)

第6条 文化センターの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平17条例47・追加)

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条各号に掲げる業務
- (2) 文化センターの使用の許可に関する業務
- (3) 文化センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が文化センターの管理上必要と認める業務

(平17条例47・追加)

(指定管理者の指定の申請)

第8条 第6条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面

(平17条例47・追加)

(指定管理者の指定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書による文化センターの管理が市民の平等な使用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が文化センターの設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った文化センターの管理を安定して行う能力を有するものであること。

(平17条例47・追加)

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 文化センターの管理業務の実施状況及び使用状況に関する事項
- (2) 文化センターの管理に係る経費の状況に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化センターの管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項

(平17条例47・追加)

(休館日)

第11条 文化センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(平17条例47・追加)

(開館時間)

第12条 文化センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(平17条例47・追加)

(使用的許可)

第13条 文化センターを使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により許可する場合においては、文化センターの管理上必要な条件を付することができます。

(平9条例17・旧第5条繰下、平17条例47・旧第6条繰下・一部改正)

(使用的不許可)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文化センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 文化センターの設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) その他文化センターの管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、勝田台ステーションギャラリーの使用を許可しないものとする。

- (1) 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合
- (2) 営利の目的をもって使用する場合
- (3) 本市に住所を有し、又は在勤する者以外の者が使用する場合

(平9条例17・旧第6条繰下・一部改正、平17条例47・旧第7条繰下・一部改正)

(使用的許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、第13条第1項の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を制限し、又は取消し若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第13条第2項の規定による使用の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (4) その他文化センターの管理上支障があると認められるとき。

(平9条例17・旧第7条繰下・一部改正、平17条例47・旧第8条繰下・一部改正)

(原状回復)

第16条 使用者は、その使用を終了したとき(前条の規定により、使用について制限又は許可の取消し若しくは停止があったときを含む。)は、直ちに施設を原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は使用者に代わってこれを行い、その費用は使用者の負担とする。

(平9条例17・旧第9条繰下・一部改正、平17条例47・旧第10条繰下・一部改正)

(損害賠償)

第17条 文化センターの施設又は設備に損害を与えた者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(平9条例17・旧第10条繰下、平17条例47・旧第11条繰下・一部改正)

(使用料)

第18条 使用者(勝田台ステーションギャラリーを使用する使用者を除く。)は、別表第1に定める額の使用料を納入しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、附属設備(勝田台ステーションギャラリーの附属設備を除く。)を使用する使用者は、別表第2に定める額の使用料を納入しなければならない。

(平9条例17・旧第11条繰下・一部改正、平12条例18・一部改正、平17条例47・旧第12条繰下)

(使用料の減免)

第19条 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平9条例17・旧第12条繰下、平17条例47・旧第13条繰下)

(使用料の還付)

第20条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(平9条例17・旧第13条繰下、平17条例47・旧第14条繰下)

(秘密保持義務)

第21条 指定管理者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、文化センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(平17条例47・追加)

(市長による管理)

第22条 市長は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第6条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に文化センターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第11条ただし書及び第12条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要があると認めるときは」とする。

3 第1項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に施設の使用的許可が含まれるときに限る。)における第13条から第15条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該使用について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第1項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行った後、指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第13条第1項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該使用について市長の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

(平26条例21・追加)

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、文化センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平9条例17・旧第15条繰下、平17条例47・旧第16条繰下、平26条例21・旧第22条繰下)

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第9号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第29号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第17号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第38号)

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の八千代市文化センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為であって、施行日以後の使用に係るものは、この条例による改正後の八千代市文化センターの設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定によりされた処分、手續その他の行為とみなす。
(準備行為)
- 3 改正後の条例第6条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手續その他の行為は、改正後の条例第8条及び第9条の規定の例により、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成26年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和2年7月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同目前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第18条第1項)

(昭62条例9・全改、平3条例29・平9条例17・平9条例38・一部改正、平12条例18・旧別表・一部改正、平17条例47・令元条例6・一部改正)

区分	単位	使用時間		金額
八千代市八千代台文化センター	月曜日から金曜日までの日1回について	午前	午前9時から正午まで	4,223円
		午後	午後1時から午後5時まで	6,028
		夜間	午後6時から午後9時まで	7,232
		全日	午前9時から午後9時まで	14,473
	土曜日、日曜日及び休日(以下「休日等」という。)1回について	午前	午前9時から正午まで	4,825
		午後	午後1時から午後5時まで	9,649
		夜間	午後6時から午後9時まで	12,065
		全日	午前9時から午後9時まで	24,130
八千代市勝田台文化センター	月曜日から金曜日までの日1回について	午前	午前9時から正午まで	4,843
		午後	午後1時から午後5時まで	6,825
		夜間	午後6時から午後9時まで	8,149
		全日	午前9時から午後9時まで	16,186
	休日等1回について	午前	午前9時から正午まで	5,389

		午後	午後1時から午後5時まで	10,788
		夜間	午後6時から午後9時まで	13,547
		全日	午前9時から午後9時まで	27,204
展示室基本使用料	月曜日から金曜日までの日1回について	午前	午前9時から正午まで	2,195
		午後	午後1時から午後5時まで	3,084
		夜間	午後6時から午後9時まで	3,630
		全日	午前9時から午後9時まで	7,380
	休日等1回について	午前	午前9時から正午まで	2,528
		午後	午後1時から午後5時まで	4,843
		夜間	午後6時から午後9時まで	6,167
		全日	午前9時から午後9時まで	12,112
音楽室基本使用料	月曜日から金曜日までの日1回について	午前	午前9時から正午まで	1,871
		午後	午後1時から午後5時まで	2,528
		夜間	午後6時から午後9時まで	3,084
		全日	午前9時から午後9時まで	6,167
	休日等1回について	午前	午前9時から正午まで	2,093
		午後	午後1時から午後5時まで	4,075
		夜間	午後6時から午後9時まで	5,065
		全日	午前9時から午後9時まで	10,130
スタジオ基本使用料	録音設備(テープレコーダー、レコードプレーヤー、スピーカー、マイクロフォン等をいう。以下同じ。)を使用しない場合 1時間について	昼間	午前9時から午後5時まで	213
		夜間	午後5時から午後9時まで	325
	録音設備を使用する場合 1時間について	昼間	午前9時から午後5時まで	1,093
		夜間	午後5時から午後9時まで	1,204

備考

- 1 基本使用料の額は、この表に定める額に消費税等相当額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 2 次の各号に掲げるものに該当する場合は、基本使用料のほか、当該各号に定める割合を基本使用料に乗じて得た額を割増料として徴収する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - (1) 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営利の目的をもって使用する場合 100分の100
 - (2) 使用時間を超過して使用する場合 超過時間1時間(1時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が15分以上のときは1時間とし、15分未満のときは切り捨てる。)につき100分の30
 - (3) 本市に住所を有し、又は本市に勤務先を有する者以外の者が使用する場合 100分の50

別表第2(第18条第2項)

(平12条例18・追加、平17条例47・令元条例6・一部改正)

区分	設備の種類	使用料	
八千代台文化センター	照明関係附属設備	2,500円	左記の金額の範囲内で種類又は品目ごとに別に定める。
	音響関係附属設備	1,000	
	その他附属設備	2,500	
勝田台文化センター	舞台関係附属設備	621	
	照明関係附属設備	5,639	
	音響関係附属設備	1,000	
	その他附属設備	5,010	

備考

- 1 使用料の額は、この表に定める額に消費税等相当額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 2 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営利の目的をもって使用する場合の使用料は、前項の規定により算出した額の100分の100に相当する額を加えた額とする。